

議第1号

檀原市議会委員会条例の一部改正について

檀原市議会委員会条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年3月1日提出

提出者	檀原市議会議員	井ノ上剛
賛成者	檀原市議会議員	上田くによし
	〃	大北かずすけ
	〃	谷井宰
	〃	樫本利明
	〃	今井りか
	〃	大保由香子
	〃	細川佳秀

檀原市議会委員会条例の一部を改正する条例

檀原市議会委員会条例（昭和36年檀原市条例第1号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

新旧対照表

改正前	改正後
<p>（常任委員の所属並びに常任委員会の名称、委員定数及びその所管）</p> <p>第2条（略）</p> <p>2 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。</p> <p>総務常任委員会 6人</p> <p>企画戦略部、総務部、財務部、会計課、監査委員及び選挙管理委員会の所管に属する事項並びに他の常任委員会に属さない事項</p>	<p>（常任委員の所属並びに常任委員会の名称、委員定数及びその所管）</p> <p>第2条（略）</p> <p>2 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。</p> <p>総務常任委員会 6人</p> <p>企画戦略部、総務部、財務部、会計課、監査委員及び選挙管理委員会の所管に属する事項並びに他の常任委員会に属さない事項</p>

改 正 前	改 正 後
文教常任委員会 6人 教育委員会の所管に属する事項 厚生常任委員会 6人 魅力創造部、 <u>こども・健康スポーツ部</u> 、福祉部及び環境部の所管に属する事項 建設常任委員会 5人 都市デザイン部、都市マネジメント部、上下水道部及び農業委員会の所管に属する事項	文教常任委員会 6人 教育委員会の所管に属する事項 厚生常任委員会 6人 魅力創造部、 <u>こども部</u> 、 <u>健康スポーツ部</u> 、福祉部及び環境部の所管に属する事項 建設常任委員会 5人 都市デザイン部、都市マネジメント部、上下水道部及び農業委員会の所管に属する事項

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

理由 檜原市役所行政組織条例の一部改正により、部の名称及び所掌する事務の見直しが行われ、これに伴い所要の改正を行うもの